

奨学援助事業奨学金支給要綱

(平成27年10月22日施行)

(平成28年 9月 2日改正)

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人北海道文化財団（以下「財団」という。）が、「長原實・スチウレ・エング人づくり基金（愛称「人づくり一本木基金」）」（以下「人づくり一本木基金」という。）に基づく、奨学金の支給に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 修学に必要なために給付する学費をいう。
- (2) 奨学生 前号の奨学金の給付を受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第3 奨学金の給付を受けることのできる者は、工芸美術及びものづくり等の分野において、将来の活躍が期待される道内在住又は道内出身者を対象に、心身ともに健全で、学業に精励し修学の見込はあるが、経済的理由などにより修学が困難な者で、学校教育法及び他の法令等に規定する次の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学、大学及び大学院に入学又は在学する者
- (2) 専修学校（専門課程）に入学又は在学する者
- (3) 職業能力開発大学校、高等技術専門学院等の公共職業能力開発施設に入学又は在学する者

(奨学金の種類)

第4 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通奨学金 短期大学、大学、大学院及び専修学校（専門課程）等に入学又は在学する者が、修学に必要な学資をいう。
- (2) 入学奨学金 短期大学、大学、大学院及び専修学校（専門課程）等に入学の決定した者が、入学時に必要とする学資をいう。

(普通奨学金の給付額)

第5 普通奨学金の給付額は、年額250,000円とする。

(入学奨学金の給付額)

第6 入学奨学金の給付額は、150,000円とする。

(出願)

第7 奨学生出願者は、親権者等と連署した奨学生願書（別記様式1）に、次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに北海道文化財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(1) 普通奨学金の場合

出願時点での在籍校における成績証明書（出願時点で在籍していない場合は、第3項に基づく）、住民票（本籍及び戸籍筆頭者が記載されているもの）。

(2) 入学奨学金の場合

合格通知書の写し及び入学した学校の在学証明書、住民票（本籍及び戸籍筆頭者が記載されているもの）。

- 2 在籍校における学校長名の推薦書、又は担当教員や師事者等からの紹介状(別記様式2)。
- 3 出身校における成績証明書
- 4 家族（又は本人）の収入状況を把握できる書類（源泉徴収票、確定申告、各種年金通知書などの写し又は市区町村長が発行する所得証明書などの写し）。
- 5 奨学生であった者が、さらに進学して奨学金を受ける場合は、第1項に基づく奨学生願書を提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第8 奨学生の枠は毎年度8人程度とし、毎年度の新規採用は既採用者数を減じた範囲で行う。

- 2 奨学生の採用は、理事長が有識者等で構成する運営委員会（以下「委員会」という。）に付議し、委員会の意見を受けて理事長が決定し、奨学生採用通知書（別記様式3-1）により通知する。

また、不採用の時は、奨学生不採用通知書（別記様式3-2）により通知する。

(誓約書)

第9 奨学生に採用された者は、速やかに親権者等と連署した誓約書（別記様式4）を理事長に提出しなければならない。

(奨学金の給付)

第10 普通奨学金は、年2期（5月及び10月）に分けて金融機関を経由して本人に給付する。

- 2 入学奨学金は、一括して金融機関を経由して本人に給付する。

(状況報告)

第11 奨学生は、毎年4月末日までに在学証明書及び前年度の成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(奨学金の休止)

第12 奨学生が休学、長期欠席（1ヶ月以上）及び停学（1ヶ月以上）した場合には、奨学金の給付を休止することができる。

- 2 奨学金の給付を休止する額は、年額から該当月数分を除いて算出する。
ただし、円未満の端数が生じた場合は、四捨五入して算出した額とする。

(奨学金の復活)

第13 奨学金の給付を休止された者が、その理由が消滅した場合には、復学届（別記様式5）を提出することにより、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の給付の中止及び返還)

第14 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の給付を中止するものとする。

- (1) 第3に規定する奨学生としての資格を失った場合
- (2) 奨学金を必要としない事由が生じた場合
- (3) 奨学生が退学した場合
- (4) 奨学生が死亡した場合

2 前項に掲げる事項が生じたにもかかわらず、届出を行わないで、奨学金の給付を受けた場合には、その間の給付額の返還を求める場合がある。

(移動届出)

第15 奨学生は次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに理事長に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が他の学校に転学する場合 転学届(別記様式5)
- (2) 奨学生が休学する場合 休学届(別記様式5)
- (3) 奨学生が長期欠席する場合 長期欠席届(別記様式5)
- (4) 奨学生が停学する場合 停学届(別記様式5)
- (5) 奨学生が原級留置された場合 原級留置届(別記様式5)
- (6) 奨学生が退学する場合 退学届(別記様式5)
- (7) 奨学生が奨学金を辞退する場合 普通奨学金辞退届(別記様式6)
- (8) 奨学生、親権者等の住所、氏名、本籍その他重要事項に変更が生じた場合
住所等(氏名、本籍)変更届(別記様式7)

2 奨学生が死亡した場合には、親権者等は奨学生死亡届(別記様式8)のほか、戸籍謄本を添付して理事長に提出しなければならない。

(交流会等)

第16 奨学生に財団が開催する奨学生交流会や「ものづくり」をテーマとしたセミナー等へ参加を求める場合がある。

(その他)

第17 この要綱に定めるものの他に必要な事項については、理事長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年9月2日から施行する。